

静岡県告示第417号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和2年6月5日

静岡県知事 川勝平太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イ

2 指定区域

静岡県富士市桑崎字下千束850番2、850番4、850番5、850番9の一部、850番11の一部、850番12、850番17、850番18の一部、850番19の一部、850番21、850番25、850番26、850番27の一部、850番29の一部、850番30の一部、851番2、851番3、851番6の一部、851番7の一部、851番10、851番11、851番12、851番13の一部、851番14の一部、851番18の一部、851番19及び851番20 以上27筆